

長岡市高齢者保健福祉推進会議地域密着型サービス運営部会設置要領

(部会の設置)

第1 長岡市高齢者保健福祉推進会議設置要領第7の規定により、本市における介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項で規定する地域密着型サービス（以下サービスという。）に関する施策の推進に必要な事項を検討するため、長岡市高齢者保健福祉推進会議（以下「推進会議」という。）に地域密着型サービス運営部会（以下「部会」という。）を設置する。

(任務等)

第2 部会は、次に掲げる事項について協議し、検討する。

- (1) サービスの介護報酬の設定に関する事項
- (2) サービス事業者の指定基準の設定に関する事項
- (3) サービスの質及び運営に関する評価その他市長がサービスの適正な運営を確保するために必要であると判断した事項
- (4) その他サービスの推進に関する必要な事項

(組織)

第3 部会は、推進会議の委員のうちから推進会議の委員長が指名する部会員8人以内をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、推進会議の委員長が指名する部会員をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を統括し、部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5 会議は、部会長が招集し、部会長がその進行を行う。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、推進会議の委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 12 月 28 日から施行する。